

山口県報

平成21年
10月16日
(金曜日)

目次

告示
保安林予定森林(萩市)(森林整備課)……………

公告
地域森林計画の案の縦覧(森林企画課)……………

地域森林計画の変更の案の縦覧(二件)(森林企画課)……………

公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………

指定講習機関の変更の届出……………



山口県告示第三百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年十月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市相島字於市ヶ森一八五、一八九、一九〇の一
- 二 指定の目的
風害の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。()



(三二六) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、平成二十二年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十月十六日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十一年十月十六日から同年十一月十六日まで

(三二七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十九条の四第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧の場所
山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所
- 二 縦覧の期間
平成二十一年十月十六日から同年十一月十六日まで

(三二八) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十一年十月十六日から同年十一月十六日まで



山口県公安委員会告示第五十二号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員
(一) 種別及び級

- 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所

平成二一、一一、二二 午前九時から正午まで
山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年十一月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

- (一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署
- (二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

- (一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
- (二) 添付書類

- 1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)
- 3 旧規則第八条の合格証の写し
- 八 審査手数料
四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

山口県公安委員会告示第五十三号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十一年十月十六日

山口県公安委員会

株式会社山口県高等自動車学校	指定講習機関の名称	代表者	変更事項
大隅洋三	変更後	大隅清治	変更前

平成二十一年十月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁